

# 令和 8 年度大野城市営住宅 入居補欠者募集 申込案内書

## ◆ 申込書配布及び申込受付期間

令和 8 年 4 月 9 日（木）～ 4 月 22 日（水）

（土曜、日曜を除く午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分）

## ◆ 入居申込書提出先・・・財産管理課（新館 3 階）

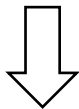
※ 郵送可：令和 8 年 4 月 22 日（水）消印有効

- ◆ 問い合わせ先      大野城市 総務財政部 財産管理課 管財担当  
〒 816-8510 大野城市曙町二丁目 2 番 1 号  
☎ 092-580-1824（直通）

※ 今回の募集は、申込み時点で大野城市の住民基本台帳に引き続き 1 年以上登録されている方、または大野城市内の事業所に引き続き 2 年以上勤務している方が対象です。

# 申込みから入居までの流れ

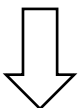
申込受付



P2~4

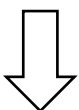
- ・受付期間：4月9日（木）～4月22日（水）
- ・提出先：市役所財産管理課（新館3階）
- ・提出方法：持参または郵送

入居資格仮審査



入居申込書により、入居資格の仮審査を行い、入居資格がないと判断された場合は、この時点で失格となります。  
（正式な入居資格審査は、改めて行います。）

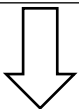
抽選会



P6

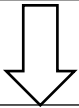
- ・抽選番号は、抽選日までに郵便で通知します。
- ・今回の抽選会は、第三者立会いの下、実施します。
- ※抽選会への出席は任意です（参加、不参加が結果に影響することはありません）。
- ・抽選結果（入居補欠順位）は郵便にて通知します。

入居意向確認



- ・空き部屋が出た時点で行います。
- ・抽選結果順に入居意向の確認を行います。

入居資格本審査



P7

- ・必要書類を提出していただき、資格審査を行います。
- ・指定した期日までに書類の提出がない方や入居基準に該当しない方は失格となります。

入居決定通知  
入居手続



P7

- ・資格審査に合格した方へ、「入居決定通知」を郵送します。
- ・入居決定から14日以内に請書の提出、敷金の納付などが必要です。

入居

## 1 入居補欠者を募集する住宅

団地名	棟番号	所在地	建設年度	構造	戸数	間取り	家賃
あけぼの 市営住宅	1棟	瑞穂町4丁目 3番1号	昭和48年	プレキャストコン クリート造5階建	30	3DK	13,800円～
	2棟	瑞穂町4丁目 3番2号	昭和49年		30		15,400円～
おおぎ 市営住宅	1棟	大城4丁目 28番	昭和50年	プレキャストコン クリート造5階建	30	3DK	13,200円～
	2棟	大城4丁目 27番	昭和51年		30		13,400円～

※家賃は令和8年度の額であり、毎年変動します。

※各団地とも家賃のほかに共益費が必要です。

※各団地とも入居者用の駐車場はありません。

※各団地ともエレベーターはありません。

入居補欠者とは・・・空き部屋が出た場合に入居案内する対象者のことをいいます。

※抽選により入居案内の順番を決定します。

## 2 特別募集住宅

(1) 住宅・部屋番号・階数

おおぎ市営住宅1棟115号(1階)

おおぎ市営住宅2棟526号(5階)

(2) 所在地等

上表中のおおぎ市営住宅のとおり

特別募集住宅とは・・・前入居者において、住宅内で死亡事故などが発生したことが分かった住宅です。敷金・家賃は通常募集の住宅に準じます。

### 3 申込方法

必要事項を記入した「市営住宅入居申込書」及び「通知用はがき」を申込受付期間内に提出してください。特別募集住宅に申込みされる方は、「誓約書」の提出も必要です。

後日、抽選番号を通知用はがきでお知らせします。

※入居申込受付後、仮審査を行います。以下の(1)～(6)に該当する場合は、この時点で失格となります。抽選後に該当することが明らかになった場合でも失格となります。

- (1) 市営住宅入居申込書に不正な記載があったとき。
- (2) 申込資格がないとき。
- (3) 家族を不自然に分離または合併した申込みをしたとき。
- (4) 2つの団地に申込みをしたとき。(特別募集住宅は除く)
- (5) 同じ募集に1世帯(婚約者との申込みの場合も1世帯とする。)で2件以上申込みをしたとき。
- (6) 特別申込みの条件を満たさないのに、特別申込みをしたとき。

### 4 申込資格

入居申込者は、以下の(1)～(7)全てに該当しなければなりません。

- (1) 引き続き1年以上大野城市の住民基本台帳に登録されている方、または引き続き2年以上大野城市に勤務地を有する方。
- (2) 現に同居し、または同居しようとする親族がある方。
  - ① 夫婦の別居、父母の別居等、不自然に世帯を分離した申込みや、他に扶養すべき人のいる家族との同居など、特に同居する理由がない親族との申込みはできません。
  - ② 次の各号のいずれかに該当する方については単身で入居申込ができます。(ただし、身体上または精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とされる方については、申込みできない場合があります。)
    - (a) 満60歳以上の方
    - (b) 身体障害者手帳の交付を受けている方で、身体上の障がいの程度が1級から4級までの方
    - (c) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、障がいの程度が1級から3級までの方
    - (d) 知的障がい者の障がいの程度が(c)に相当する程度の方
    - (e) 戦傷病者手帳の交付を受けている方で、身体上の障がいの程度が恩給法の特別項症までまたは第1款症の方

- (f) 原子爆弾の被爆者で、医療給付について厚生労働大臣の認定を受けている方
  - (g) 生活保護を受けている方
  - (h) 海外からの引揚者（厚生労働大臣が証明した方）で本邦に引き上げた日から起算して5年を経過していない方
  - (i) ハンセン病療養所入所者等（「らい予防法の廃止に関する法律」により、「らい予防法」が廃止されるまでの間（平成8年3月31日まで）に、国立ハンセン病療養所その他の厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所した方）
  - (j) DV被害者（裁判所の保護命令決定書等の写しが必要）
  - (k) 犯罪被害者世帯
- (3) 入居しようとする方全員の所得金額（月収額）が基準内であること。  
月収額については、月収額の計算方法（P10）を参考にしてください。

**【基準】**

- ①一般世帯 : 月収額 158,000 円以下
- ②高齢者・障がい者世帯等（注）: 月収額 214,000 円以下

- (注) 次の(a)から(i)のいずれかに該当する世帯が対象（裁量階層世帯）
- (a) 身体障がい者（身体障害者手帳1～4級）の方がいる世帯
  - (b) 精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳1～2級程度）の方がいる世帯
  - (c) 知的障がい者（療育手帳AまたはB1程度）の方がいる世帯
  - (d) 戦傷病者手帳の交付を受けている方（恩給法別表の特別項症～第6項症及び第1款症）のいる世帯
  - (e) 被爆者健康手帳の交付を受けている方で、かつ被爆の影響で医療の給付を受けていることを厚生労働大臣から認定された方のいる世帯
  - (f) 海外からの引揚者（厚生労働大臣が証明した方）で本邦に引き上げた日から5年を経過していない方のいる世帯
  - (g) ハンセン病療養所入所者等がいる世帯
  - (h) 60歳以上の方で、かつ同居者のいずれもが60歳以上または18歳未満の方である世帯
  - (i) 同居者に未就学児がいる世帯
- (4) 現在、住宅に困っていることが明らかであること。  
公営住宅の入居者、持家のある方は入居申込みができません。  
ただし、持家の方でローン返済不能、差押等で自己所有でなくなる場合は、申込みができます。

- (5) 市民税（大野城市外に住民登録をしている方は、住民登録地市町村へ納付すべき税）の滞納がないこと。
- (6) 申込者または同居親族が暴力団員（以下、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。
- (7) 共同生活を円満にすることができる方。

## 5 申込時の注意事項

入居申込時は、以下の（1）～（10）にご注意ください。

- (1) 申込書の住所及び通知用はがきの住所は、郵便が確実に届く住所を記入してください。あて先不明等で返送された場合でも郵送したものとみなします。
- (2) 入居時に、申込書に記載した方全員が同時に入居できない場合は、入居資格なしとします。
- (3) 申込書の入居不可の階層に記入がある場合、その階層へのご案内はいたしません。なお、いかなる事情があっても申込み後の変更は不可とします。
- (4) 特別募集住宅に申込みをされた場合、**誓約書の提出がなければ抽選の対象になりません。**
- (5) 婚約者との申込みの場合は、入居の手続き時に「婚姻届の受理証明書」など、既に婚姻していることを証明する書類の提出が必要です。提出されない場合、入居できません。
- (6) 申込み後、同居親族の変更（出生、死亡の場合は除く）はできません。婚約者が変わった場合も同じです。また、入居時に単身となった場合は入居できません。（単身入居の条件を満たす場合は除く）
- (7) 市町村の発行する所得課税証明書を提出できない方（未申告者等）については、収入基準の判断ができませんので失格となります。
- (8) 申込書提出後、住所、連絡先電話番号等が変更になったときは、必ず連絡してください。
- (9) 提出された書類・切手については申込が無効になった場合でも返却はいたしませんのでご了承ください。
- (10) 申込結果の有効期限は、次回入居募集時（令和9年4月頃）までです。期限までに空き部屋が出ない場合、入居補欠者の資格はなくなります。

## 6 抽選方法

申込者へ抽選番号を1つ割り当て、くじによる抽選を行います。割り当てられた抽選番号が出た順番で入居の案内を行います。

また、以下の(1)～(2)に該当する方は特別申込として、抽選番号を追加して割り当てます。

### (1) 世帯条件

以下の①～⑥に該当する方は、抽選番号を1つ追加します。

#### ①60歳以上の世帯

申込者の年齢が60歳以上(申込時点)の方で、同居する親族が次のいずれかのみで構成している世帯

(a)配偶者

(b)60歳以上または18歳未満の親族

#### ②単親世帯

現に配偶者がいない者で、子(20歳未満)を扶養している世帯

※遺族年金証書または児童扶養手当証書の写しの提出が必要

#### ③引揚者世帯

海外からの引揚者(厚生労働大臣が証明した方)で本邦に引き揚げたから5年を経過していない方

#### ④障がい者世帯

入居しようとする者に次の(a)～(e)のいずれかに該当する人が1人以上いる世帯

(a)身体障害者手帳を所持し、4級以上の障がいがある方

(b)療育手帳の交付を受けている方で、AまたはB1程度の知的障がい者がある方

(c)精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、障がいの等級が1級～2級に該当する方

(d)戦傷病者手帳を所持し、第1款症以上の障がいがある方

(e)上記の方以外で、同程度の障がいを有すると市長が認めた方

#### ⑤DV被害者世帯

※裁判所の保護命令決定書等の写しが必要

#### ⑥犯罪被害者世帯

### (2) 連続申込

今回を含め3回以上連続で申込みをされた方には、抽選番号を1つ追加します。ただし、前に失格になった方や入居案内を辞退された方は連続して申込みをされていても該当しません。

※(1)と(2)の両方に該当する方は抽選番号を2つ追加します。

### 【特別申込に関する注意事項】

- ①特別申込みをしたものの、特別申込みの要件を満たしていないことが判明した場合は失格となりますので、用件をよく確認してください。
- ②特別申込に該当する方は、申込時に「特別申込」欄の「60歳以上」、「単親」、「引揚者」、「障がい者」、「DV被害者」、「犯罪被害者」、「連続多回数」の該当する項目にレ点を記入してください。記入されていない場合、特別申込か判断できないため、通常の申込みとして取扱います。
- ③入居案内の順番決定後の取り扱いについては、一般の方と同じです。

## 7 申込受付期間・提出場所

- (1) 申込受付期間：令和8年4月9日（木）～4月22日（水）  
土曜・日曜を除く午前8時30分～午後5時00分
- (2) 提出場所：市役所財産管理課（新館3階）  
（※郵送可 令和8年4月22日（水）当日消印有効）

## 8 抽選会

- (1) 抽選日時：令和8年5月18日（月） 午後2時00分
- (2) 会 場：市役所 322会議室
- (3) そ の 他：
  - ①抽選は第三者立会いのもと、市の職員が執り行います。
  - ②抽選会は公開としますが、抽選会への出欠は抽選結果には、一切影響しません。
  - ③抽選結果は、通知用はがきで全ての申込者に通知します。
  - ④抽選結果に関する電話でのお問い合わせには、お答えしません。

## 9 入居手続き

入居補欠者は、空き部屋が出た時点で抽選結果の順番に入居のご案内をいたします。

なお、特別募集住宅は、抽選結果1位の方に募集住宅（おおぎ115号・おおぎ526号）入居のご案内を行います。

入居までには次の手続きが必要となります。

### (1) 入居資格審査

市から入居の案内を受け、入居を希望される方は、市の指定する期日までに以下の①～⑦の書類の提出が必要です。

- ①入居者全員の住民票（筆頭者や続柄の記載のあるもの）
- ②入居者全員（18歳以下の者を除く）の直近の収入を証する書類（所得課税証明書（非課税証明書）・源泉徴収票など）
- ③婚姻予定の方は、婚姻受理証明書提出誓約書  
入居手続きまでに戸籍謄本か婚姻受理証明書が必要です。
- ④外国人留学生の方は、在学証明書（コピー可）
- ⑤入居者の中に次に該当する方がいる場合、手帳の写し
  - ・身体障がい者の方は身体障害者手帳の写し
  - ・精神障がい者の方は精神障害者保健福祉手帳の写し
  - ・知的障がい者の方は療育手帳の写し
  - ・戦傷病者の方は戦傷病者手帳の写し
- ⑥市民税の滞納がないことの証明  
（市外の方は居住している市町村の税の滞納がないことの証明）
- ⑦その他市が必要と認める書類

※ 提出された書類は返却しませんので、ご了承ください。

### (2) 入居決定後の手続き

入居資格審査の結果、入居決定となった場合、**入居決定から14日以内**に次の手続きが必要です。

- ①請書の提出（身元引受人の連署、実印の押印が必要）
- ②身元引受人の印鑑登録証明書の提出
- ③敷金の納付（入居時家賃の3ヶ月分）

※指定期日までに手続きがない場合、入居決定を取り消しますのでご注意ください。

## 10 市営住宅の入居に際して

市営住宅は、収入等により住宅に困っている方々のために整備されたものです。入居された場合は、快適な共同生活が営めるようお互いの生活を尊重しあい、入居上の決まりを守るようお願いします。

### (1) 注意事項

①市営住宅では、犬、猫、ウサギなどの動物を飼ってはいけません。

※ 預かりも禁止です。

②入居する世帯全員が団地内における共同生活を円満に営むよう心がけてください。

③毎年、入居する世帯全員の収入の申告をしなければなりません。収入等に応じて家賃が変動します。

また、基準を超える収入がある場合には、住宅を明け渡さなければならない場合があります。

④団地内防犯灯、階段灯などの維持管理にかかる費用や自治会費は、団地入居者の共益費としてお支払していただく必要があります。詳しくは自治会へお尋ねください。

⑤入居日から14日以内に市役所での転居手続きを完了してください。新しい住居での電話番号を市役所財産管理課までお知らせください。

### (2) 管理人

市営住宅の管理人については、団地に1名配置することとし、入居者の中から選出していただくことになっています。

### (3) 駐車場

①市営住宅内に駐車場は設置していません。他の住人の迷惑になるので、敷地内への駐車は禁止です。駐車場が必要な方は、周辺の民間駐車場を借りるなどしてください。

②団地内道路には絶対に駐車しないでください。

### (4) 家賃の支払

家賃は月末までに当月分を銀行引き落としまたは納付書にてお支払いください。

※ ゆうちょ銀行など引き落としに対応していない銀行もあります。

### (5) 施設の改造

①原則として施設の改造はできません。必要最小限の場合でも、事前に市の承認を得る必要があります。なお、承認を得て改造等をされた場合、退去時に入居者の負担で元の状態に復旧していただきます。

②網戸が必要な場合、設置および修繕は入居者個人でお願いします。

# 市営住宅入居申込書

記入見本

大野城市長 宛

令和8年 月 日

次のとおり市営住宅の入居を申し込みます。

この申込書の記入内容が事実と相違が判明したときは、申込みの無効または入居後の明渡しについて、異議を申し立てません。

また、当選後、入居資格（暴力団員）について警察署に照会されること、入居不可の階層への案内が行われないことを同意したうえで、提出いたします。

希望する団地 (どちらかに丸)	<b>あけぼの</b> ・ おおぎ		特別募集 希望者は右枠に丸	<input type="radio"/>	
入居不可の階層 (入居できない階に×)	5階	4階	3階	2階	
	×	×			
申込者	ふりがな	おおのじょう たろう		電話番号	090-1234-5678
	氏名	大野城 太郎			
	住所	大野城市曙町2丁目2-1			
	生年月日	昭和31年 1月 1日	年齢	70歳	性別
単身 申込	<input type="checkbox"/> 60歳以上 <input type="checkbox"/> 障がい者 <input type="checkbox"/> 戦傷病者 <input type="checkbox"/> 被爆者 <input type="checkbox"/> 生活保護 <input type="checkbox"/> 引揚者 <input type="checkbox"/> ハンセン病 <input type="checkbox"/> DV被害者 <input type="checkbox"/> 犯罪被害者				

同居 予定者	ふりがな	おおのじょう はなこ	続柄	生年月日	性別
	氏名	大野城 花子	妻	昭和33年 4月 3日	男・女 わからない
	ふりがな	おおのじょう じろう	続柄	生年月日	性別
	氏名	大野城 次郎	子	平成2年 2月 2日	男・女 わからない
	ふりがな		続柄	生年月日	性別
	氏名			年 月 日	男・女 わからない

申込 資格	<input checked="" type="checkbox"/> 大野城市内に1年以上居住している (平成15年 6月から)
	<input type="checkbox"/> 大野城市内の会社等に2年以上勤務している (年 月から) 会社名: _____ 所在地: _____
特別 申込	<input checked="" type="checkbox"/> 60歳以上 <input type="checkbox"/> 単親 <input type="checkbox"/> 引揚者 <input type="checkbox"/> 障がい者 <input type="checkbox"/> DV被害者 <input type="checkbox"/> 犯罪被害者 <input type="checkbox"/> 連続多回数

現在の住宅	<input type="checkbox"/> 持家 (所有者: _____) <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸
	<input type="checkbox"/> 公営住宅 ( _____ ) <input type="checkbox"/> その他 ( _____ )

----- 以下、財産管理課記載欄 -----

受付者	抽選番号 (あけぼの・おおぎ)				抽選番号 (特別募集)			
	番	番	番	番	番	番	番	番

# 月収額の計算方法

(例) 給与所得者の場合

令和7年分 給与所得の源泉徴収票														
支払を受ける者		住所又は居所		(受給者番号)										
				(役職名)										
				(フリガナ)										
				氏名										
種別	支払金額	給与所得控除後の金額		所得控除の額の合計額		源泉徴収税額								
内	千円	千円	円	千円	円	千円	円	千円	円					
控除対象配偶者の有無等		配偶者特別控除の額		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)		16歳未満扶養親族の数		障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数				
有	従在	千円	円	人	従在	内	人	従在	人	内	人			
社会保険料等の金額			生命保険料の控除額			地震保険料の控除額			住宅借入金等特別控除の額					
内			千円			円			千円			円		

円

所得金額 (①)

(例) 年金所得者の場合

年齢	収入額	所得額
65歳以上の方	1,100,000円以下	0円
	1,100,001円～3,299,999円	収入額－1,100,000円
	3,300,000円～4,099,999円	収入額×0.75－275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	収入額×0.85－685,000円
65歳未満の方	600,000円以下	0円
	600,001円～1,299,999円	収入額－600,000円
	1,300,000円～4,099,999円	収入額×0.75－375,000円
	4,100,000円～7,699,999円	収入額×0.85－785,000円

計算の結果

円

所得金額 (②)

控除金額の計算		
控除の種類	内容	控除額
所得控除	給与所得等	申込者または同居親族のうち、給与所得または公的年金等に係る雑所得を有する方
基本的控除	同居親族	申込者を除く同居親族 (婚約者・内縁関係者を含む)
	非同居の扶養親族	所得税法上の扶養親族
特別控除	老人控除対象配偶者	同一生計配偶者及び扶養親族のうち70歳以上の人
	老人扶養親族	扶養親族のうち16歳以上23歳未満の人
	特定扶養親族	扶養親族のうち16歳以上23歳未満の人
	障がい者	・身体障がい 3～6級 ・精神障がい 2～3級 ・知的障がい B1～B2
	特別障がい者	・身体障がい 1～2級 ・精神障がい 1級 ・知的障がい A1～A2
	寡婦	夫と死別または離別した後婚姻をしていない人で一定の条件を満たしている人
	ひとり親	婚姻をしていないまたは配偶者の生死が明らかでない人で一定の条件を満たしている人

計算の結果

円

控除合計額 (③)

政令月収額

所得額 (①+②)

控除合計額 (③)

円

=

(

円

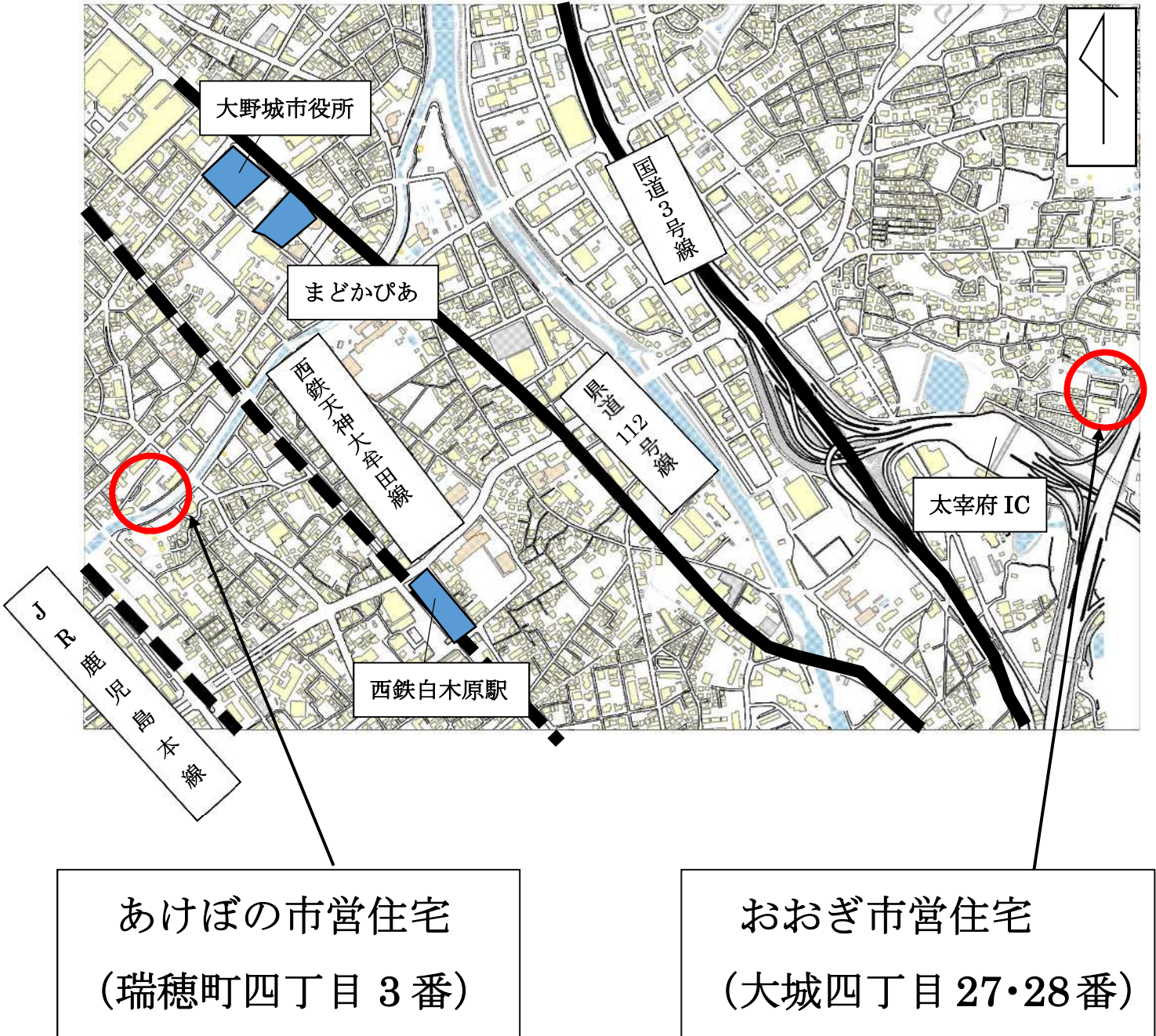
—

円

)

÷ 12

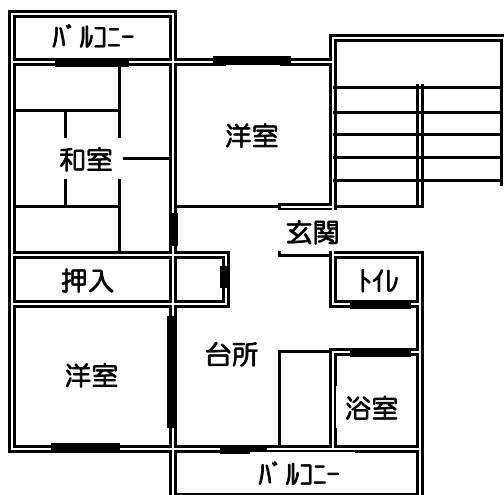
# 大野城市営住宅位置図



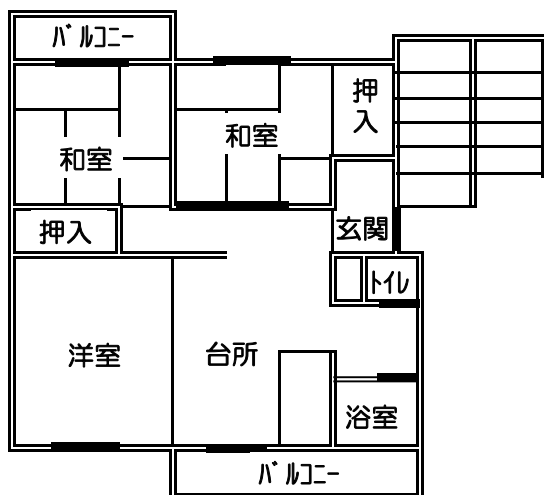
## 『間取図』

この図は、代表的なものであり、部屋によっては図と異なることがあります。

○あけぼの市営住宅1棟 住宅専用面積 46.6㎡  
(バルコニーを除く)



○あけぼの市営住宅2棟・おおぎ市営住宅1棟・2棟 住宅専用面積 51.1㎡  
(バルコニーを除く)



# はがきの記入見本

85円切手を忘れずに貼ってください。  
切手が貼られていないものは無効となります。

郵便物が確実に届く住所を記入してください。  
(賃貸住宅にお住まいの方は、住所・名称・部屋番号も記入してください。)

郵便はがき

8 1 6 8 5 1 0

85円切手を必ず貼って下さい

住	大野城市曙町2丁目2-1	
所	様方	

氏名	大野城 太郎	様
----	--------	---

大野城市曙町二丁目2番1号  
大野城市総務財政部財産管理課  
令和8年度入居申込

申込住宅(申込を行う住宅に○印)		
あけぼの	おおぎ 住宅	特別募集

郵便はがき

8 1 6 8 5 1 0

85円切手を必ず貼って下さい

住	大野城市曙町2丁目2-1	
所	様方	

氏名	大野城 太郎	様
----	--------	---

大野城市曙町二丁目2番1号  
大野城市総務財政部財産管理課  
令和8年度入居申込

申込住宅(申込を行う住宅に○印)		
あけぼの	おおぎ 住宅	特別募集

あなたの抽選番号

※抽選番号		
通常募集	番	番
特別募集	番	番

(おもて)

(切り取らないで下さい)

特別募集住宅を含め、申込を行う住宅に○印を必ずつけてください。